

第 2 5 期 第 2 3 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 7 年 4 月 3 0 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 2 3 回定例農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 3 0 日（水）午後 1 時 3 0 分から、農業振興センターにおいて第 2 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 6 名
農地利用最適化推進委員	4 名
事務局	次長 係長

議事日程

（議案）

第 8 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	6 件
第 8 6 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
第 8 7 号	非農地判断について	1 件
第 8 8 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて	1 件

（報告）

第 3 6 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	2 件
---------	-------------------------------	-----

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第23回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第85号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	中山町佐礼谷	●●	さん
申請地	中山町佐礼谷●●	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●㎡		
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大		
	(譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ1番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

30年程前に●●さんのお父さんと●●さんの間で売買が成立しておりましたが、●●さんが田んぼをされていた土地は、●●さんが仕事をリタイヤされて松山から通い

で実家の農業をされるようになってから名義変更されていないことに気づき、所有権移転するために申請をされました。土地は、段々畑の中にあって稲作に向いており、今後も●●さんが稲作をされるそうです。●●さんは、他の方の田んぼを任されて作ったり、キウイ部会の役員をされたりしていますので、しっかりされた農家さんです。ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	大平	●●	さん
申請地	大平字●●	田	●●m ²
	他3筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

譲受人の●●さんは、もともこの土地で耕作をしておりました。●●さんから当該農地の相続をしないので、そのまま所有権移転して作ってほしいとのことで、引き

受けられました。何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●さんは自然農法の方ですか。

●● 推進委員

そうです。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3、4、5につきまして関連がございますので、一括審議といたしますが、利害関係人である●●委員には、議場からの一時退席を求めます。

それでは、番号3、4、5について、関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

3番

貸渡人	森	●●	さん
借受人	森	●●	さん
申請地	森字●●	田	●●m ²
	同じく●●	田	●●m ²
	同じく●●	田	●●m ²
借受人の耕作面積	●●m ²		
権利の種類	10年間の賃借権設定		

4番

貸渡人	森	●●	さん
借受人	森	●●	さん
申請地	森字●●	畑	●●m ²
権利の種類	無期限の使用賃借権設定		

5 番

貸渡人	森	●●	さん
借受人	森	●●	さん
申請地	森字●●	田	●●㎡
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	無期限の使用貸借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3～5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3、4、5について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

ご本人さんからいろいろお聞きしまして、現地確認を行いました。●●さん、●●さん、●●さんは今後、稲作をしないということで、●●さんが引き受けてくださいました。●●さんの息子さんが主にされるということで、コンバイン等を買われて設備も整っておりますので問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。

議長

番号3、4、5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

番号4、5について無期限とのことですが所有権移転でもよかったのではないですか。無期限にした理由はありますか。

●● 農業委員

特に理由は聞いておりません。

事務局

年数の判別は、こちらでは確認はできておりませんが、相対での契約になりまして、期限に関しては、双方が合意の上で決めるものですので、こちらがどうということではないです。

●● 農業委員

賃貸料は無料ですか。

事務局

使用貸借ですので無料です。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号3、4、5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3、4、5について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

6番

譲渡人	森	●●	さん
譲受人	三秋	●●	さん
申請地	森字●●	畑	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●㎡		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんの田んぼは、お母さんが作っておりましたが、足が悪くなって耕作できなくなり息子さんも身体が悪く耕作ができない状態です。●●さんが、水田で耕作をしておりますので、一緒に畑の方も耕作してもらおうようになりました。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

議案第86号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、2ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が2ページ、現地写真は3～4ページをご覧ください。譲渡人は、三秋、●●さん。譲受人は、米湊、●●株式会社、代表取締役、●●さん。申請地は、三秋字●●、畑、●●㎡(●●㎡のうち)。転用目的は、現場事務所、露天駐車場、資材仮置場の一時転用となっております。権利の種類等は、賃貸借権の設定です。

譲受人は県中予地方局発注の7年度施行「●●改修工事」を受注したが、工事に必要な現場事務所、資材置場、工事用車両等駐車場が必要であるため、工事場所近隣にて用地を探していたが、唯一、地権者との合意ができ、現場にも近い場所に位置しており、工事の施工管理にも最適なことから、農用地区域内農地ではあるが、本申請地を一時的に転用すべく本申請に至ったものであります。

なお、予定の工事終了の際には、原状復帰後、所有者へ返還するものであります。

申請地は●●地区「●●」に程近い住宅等が連たんする区域に位置し、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地であります。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

今現在は、●●さんではなく全体で野菜を作っている方がいますが、今回、この●●さんの事務所は一角ですので、野菜等を作るには問題ないと思われます。双方に広い道路がございますので、工事等の車両は十分入ると思います。賃貸借権設定についてですが、1年となっております。●●の改修も2期、3期と分けて工事をされるそうなので伸びる可能性が大ですが、1年間ずつの貸借を設定しているということです。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

計画では、何年ですか。

事務局

工事は、令和11年度で完成予定になっております。令和5年から測量等の事業が始まっております。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第87号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、3ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が5～10ページ、現地写真は、11～18ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、松山市、●●さん。土地所在地は、中山町佐礼谷●●、田、●●㎡、他16筆、計17筆、面積合計●●㎡です。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い不便な土地で、前所有者が平成12年頃に農地としての管理を諦め、一部は植林し、その他は耕作放棄等により山林化したもので、現所有者が相続した時点で、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 推進委員

当該農地は、標高が約500mの高地でございます。限界集落となっております。急傾斜や小規模な飛び地農地となっております。耕作地としては、大変難しい土地

となっております。また、放棄していることにより、雑木が生い茂り農地化するのは困難だと考えられますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

この写真を見ますと道沿いのところも多いと思いますが、道が通れるように今後も●●さんが草刈りをされる予定ですか。

●● 推進委員

草刈りは、今までやっていないと思います。

●● 農業委員

この状態を維持して道が通れるようになっていますよね。

●● 推進委員

後継者が松山市に住んでいますので、ほとんどの農地が林野化されておまして、私も確認をしましたが、境がどこか分からないようになっております。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第88号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局

1番

被相続人	米湊	●●	さん	
相続人	米湊	●●	さん	
申請農地	本郡字	●●	田	●●m ²
	尾崎字	●●	田	●●m ²

他 4 筆	合計	●●m ²
稲荷字●●	畑	●●m ²
他 2 筆	合計	●●m ²
米湊字●●	田	●●m ²
他 1 筆	合計	●●m ²
下三谷字●●	田	●●m ²
八倉字●●	田	●●m ²
他 3 筆	合計	●●m ²
相続開始 令和●●年●●月●●日		

今回の申請は、相続人が営農を継続する内容になっています。書類審査及び該当農地の管理状況からは相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件を満たしていると考えられます。相続税の納税猶予の適用については、相続者が継続して営農したり、特定貸付により自分以外の人に農業をしたりしてもらうことなどが要件となります。また、相続者が死亡するまで継続することで相続税は免除となります。説明は以上です。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

納税猶予の申請とのことで本人が 4 月に来まして、署名をしました。特に問題ございません。以上です。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

私からよろしいでしょうか。納税猶予は、本人が農業を続けてすること以外に何かありますか。

事務局

本人が営農される場合と貸付で自分以外の方にやっていただく場合があります。

●● 農業委員

これは、どのような納税猶予ですか。

事務局

相続税の猶予になります。

●● 農業委員

これは相続人が亡くなるまでですか。

事務局

はい。亡くなるまで続けられたら免除になるということです。

●● 農業委員

昔は20年ぐらいでしたよね。

事務局

以前は、20年の期限付のものがありましたが、現在の申請については、相続人が亡くなるまでとなっております。

●● 農業委員

親から相続して「納税猶予します。」と手を挙げた場合には、売ることはできないのですよね。

事務局

売るとなると相続税がかかるようになります。

●● 農業委員

●●さんは、専業でされている方ですか。

●● 農業委員

はい。農業を専業でされていたと思います。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告第36号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。番号1、2について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	稲荷	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
届出地	稲荷字●●	田	●●m ²
	同じく●●	畑	●●m ²
	同じく●●	田	●●m ²
	同じく●●	畑	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

2番

貸出人	米湊	●●	さん
借受人	米湊	●●	さん
届出地	米湊●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定		

議長

以上で報告事項を終了いたします。
事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(連絡事項なし)

議長

それでは、次回は5月30日(金曜日)午後1時30分から農業振興センター1階第2会議室での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第23回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時08分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
